

平成 25 年兵庫県立大学大学院シミュレーション学研究科規程第 5 号  
シミュレーション学研究科教員候補者選考委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、シミュレーション学研究科教員候補者選考規程（平成 25 年兵庫県立大学大学院 シミュレーション学研究科規程第 4 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、シミュレーション学研究科教員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、教員の候補者の選考に関する事項を審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) シミュレーション学研究科長（以下「研究科長」という。）
- (2) 副理事長又は理事（教授又は准教授を採用する場合に限る。） 1 名
- (3) 教授会の構成員から研究科長が指名する者 2 名以上
- (4) 当該教員の専攻分野に関し専門的知識を有する学外からの委員で研究科長が指名する者 2 名

(任期)

第 4 条 前条に規定する委員の任期は、当該人事案件が理事会で選考され決定されるまでとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、研究科長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日一部改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。